

諮問番号：諮問第 33 号

答申番号：答申第 33 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市城南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、処分庁により取り消されていない部分（以下「残存部分」という。）に関するものは棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。審査請求人は平成 18 年頃から統合失調症に罹患し、現在に至るまで入院加療を必要とする状態である。また、過払いとなった保護費は、審査請求人及び審査請求人の長女との生活費、長女の学費のために使用したものであり、浪費はしていない。加えて、処分庁は審査請求人に適切な接触を図っておらず、法に規定された職務を怠っていたとともに、必要な調査を尽くしていない。したがって、本件処分は、考慮すべき事項が十分に考慮されていない処分として、裁量権の濫用・逸脱がある。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分のうち残存部分に係る処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件処分のうち取消部分に関する審査請求について

本件処分のうち処分庁により取り消された部分（以下「取消部分」という。）に係る

処分については、処分庁の取消しにより、その効果が失われている。また、取消部分に係る処分の効果がなくなった後においてもなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益も認められない。

よって、本件処分のうち取消部分に関する審査請求については不適法であるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項の規定により、却下されるべきである。

## 2 本件処分のうち残存部分に関する審査請求について

本件処分のうち残存部分に係る処分に関する争点は、当該処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたかという点にあることから、以下判断する。

### ア 「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」（法第 63 条）について

審査請求人は、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）により、障がい認定日である平成 22 年 9 月 15 日に障害基礎年金の支給要件を充足し、同年 10 月の時点で障害基礎年金の受給権を得たものと認められる。よって、国からの通知を踏まえると、審査請求人には年金受給権が発生した平成 22 年 10 月の時点で資力が発生し、当該時点以降「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ものといえる。

### イ 「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」（法第 63 条）について

処分庁は、アで認定した資力発生日後から本件処分日前である平成 27 年 1 月までの間、平成 27 年 2 月 13 日に審査請求人が受けた障害基礎年金に係る過去分の支払額（以下「遡及支給額」という。）以上の金額を審査請求人に支給していることから、その範囲内で、遡及支給額全額を返還対象としたことに誤りはない。

### ウ 返還額決定に係る裁量権の逸脱・濫用又は不当な行為の有無について

法第 63 条は、被保護者に返還を求める金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。しかし、当該裁量は全くの自由裁量ではなく、当該決定に当たり、裁量権の逸脱・濫用又は不当な行使がある場合には、違法又は不当と解される。

事件記録からは、処分庁が、本件処分に至るまで、審査請求人に対し遡及支給額が返還対象となる旨を説明しようとしたものの、審査請求人が説明を理解しようと

しないとも受け取られる態度を示したことが認められる。また、障害基礎年金の支給から本件処分まで、審査請求人が、自立更生のためにどのようなものを必要としているか及びその必要性の程度を処分庁に申し出る機会は十分にあったと認められる。

そうすると、審査請求人から自立更生費の申出がなかった本件において、処分庁が、遡及支給額全額の返還を決定したことを、合理的でないということとはできない。

なお、審査請求人は、審査請求人からの申出がなくとも処分庁は被保護者に対する調査義務や説明義務を果たす必要があること、処分庁へ相談しなかったことなどに審査請求人の精神障がいの影響があったことを主張しているが、上記調査義務や説明義務を法第 63 条に基づく返還決定の要件と解することはできず、事件記録を見る限り精神障がいの影響で処分庁への相談を検討する能力が審査請求人に存しなかったということとはできないため、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、洋服、審査請求人の長女の就職活動のためのスーツ等の購入費が「真にやむを得ない理由により控除する費用」に該当するとして、返還対象額から控除すべき旨も主張しているが、上記物品の購入は現に支給されている保護費の範囲で賄われるべきものであり、処分庁が遡及支給額全額を返還対象としたことに誤りは認められない。

したがって、処分庁が返還額を決定するに当たり、裁量権の逸脱・濫用又は不当な行使があったものとは認められない。

以上のとおり、本件処分のうち残存処分に係る処分は、法令及び国からの通知等に基づき適正に行われたものであり、そのほか、当該処分に影響を与える事情もないので、当該処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件処分のうち残存部分に関する審査請求については理由がないため、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

平成 29 年 8 月 16 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 10 月 3 日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

本件処分のうち残存部分に係る処分については、審理員意見書に記載のとおり、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われており、当該処分自体に違法又は不当な点があったとは認められない。

審査請求人は、処分庁が審査請求人に適切な接触を図っておらず、法に規定された職務を怠っていたことなどを理由に、本件処分には裁量権の濫用・逸脱があるとして取り消されるべき旨主張している。

ケース記録（平成28年3月30日）によれば、審査請求人及びその長女は、ゴミ屋敷状態の劣悪な生活環境で約10年間生活してきたことが記載されており、このゴミ処理には結局、81万5000円を要した。法第27条第1項は「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。同項は、実施機関が必要な指導、指示を行うことを許容しているのではあるが、被保護者の状況によっては、指導、指示を行うことが義務付けられる場合もあり得ると解される。保護の実施機関としては、上記の生活環境を招来しないように指導、指示を行って然るべきであったと思われるが、それ自体は、遡及支給額の返還とは直接の関係はないというべきである。

事件記録からは、平成27年2月に遡及支給額の支払事実を処分庁が把握してから本件処分に至るまでの間、遡及支給額が返還対象となることを説明するため、処分庁が審査請求人に電話や自宅訪問による接触を図ったものの、審査請求人に対応を拒否され、十分な説明ができなかったことが認められる。

この間の経緯をみると、審査請求人は、より誠実に対応すべきであったというべきであるが、処分庁においても、審査請求人の自宅訪問等を通じて必要な説明を行うことが可能となるよう工夫する余地はあったと考えられ、それにより要返還額も抑えられた可能性はある。いずれにせよ、処分庁は、審査請求人やその長女により適切な接触を試みる必要があったというべきである。

もっとも、遡及支給額の返還義務は、法律の定める要件があれば発生するのであり、本件において、処分庁が遡及支給額の全額について返還を求めたことにつき、処分庁の裁量権の逸脱・濫用があったということはできない。

そのほか、本件処分のうち残存部分に係る処分に影響を与える事情もないので、当該処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子